

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古川 康

## ◎佐賀県条例第19号

### 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(勤務1時間当たりの給与額の算出) <b>第17条</b> 第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を <u>勤務時間条例第2条第1項から第4項までの規定による</u> 1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。	(勤務1時間当たりの給与額の算出) <b>第17条</b> 第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額 <u>及び人事委員会規則で定める手当の月額の合計額</u> に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもの（附則第19項において「年間の勤務時間数」という。）で除して得た額とする。
附 則 1～18 略	附 則 1～18 略
19 附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を <u>1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの</u> で除して得た額に100分の1.4を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を <u>1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの</u> で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。	19 附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額 <u>及びこれに対する人事委員会規則で定める手当の月額の合計額</u> に12を乗じ、その額を <u>年間の勤務時間数</u> で除して得た額に100分の1.4を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額 <u>及びこれに対する人事委員会規則で定める手当の月額の合計額</u> に12を乗じ、その額を <u>年間の勤務時間数</u> で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
20 略	20 略

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。